

## 第28回「地域の会」定例会資料

### 前回(9/8)以降の動き

#### <公表関係>

##### 不適合事象関係

##### 【区分】

- ・ なし

##### 【区分】

- ・ なし

##### 【区分】

- ・ 9月16日 3号機タービン建屋低電導度廃液系サンプ(A)の監視について
- ・ 9月20日 1号機原子炉建屋でのけが人の発生について
- ・ 9月22日 2号機海水熱交換器建屋(非管理区域)でのけが人の発生について
- ・ 10月4日 3号機原子炉建屋大物搬入口における通用扉の故障について

##### 【その他】

- ・ なし

##### 【不適合事象の続報・調査結果等】

- ・ なし

##### 定期検査関係

- ・ 10月4日 5号機の原子炉起動操作実績について

##### その他発電所に係る情報

- ・ 9月8日 原子力損害賠償補償契約「付属通知書」の変更通知の手続きに係る文部科学省からの指導について

#### <参考>

当社原子力発電所の公表基準(平成15年11月策定)における不適合事象の公表区分について

区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象
区分	運転保守管理上重要な事象
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象
その他	上記以外の不適合事象

## 不適合事象関係【区分】

- 9月16日 3号機タービン建屋低電導度廃液系サンプ(A)の監視について  
当所3号機は、定格熱出力一定運転中ですが、9月14日にタービン建屋低電導度廃液系サンプ(A)ポンプの起動回数の増加を確認しました。このため当該サンプへの流入源を調査していたところ、9月15日午前10時36分頃、第2給水加熱器(A)に取り付けられている逃がし弁から高温水(給水)が当該サンプに流入していることを確認しました。当該サンプへの高温水の流入は、逃がし弁のシートリークによるものと推定しておりますが、現在は、当該サンプの水温上昇を抑えるために、復水補給水を当該サンプに注水しております。なお、逃がし弁から当該サンプへの流入量は安定しておりますが、当該サンプポンプの起動回数ならびに温度について継続的に監視してまいります。本事象はプラント運転上の安全に影響を及ぼすものではありません。
- 9月20日 1号機原子炉建屋でのけが人の発生について  
9月18日午後1時30分頃、定期検査中の1号機原子炉建屋3階において、炉内構造物の点検後の片付けを行っていた作業員が、作業用の可動式点検台の下をくぐろうとした際に誤って頭部をぶつけ、切り傷を負ったため、応急処置を行った後、業務車両にて病院へ搬送いたしました。診察の結果、右頭部裂傷と診断されております。
- 9月22日 2号機海水熱交換器建屋(非管理区域)でのけが人の発生について  
9月21日午後4時25分頃、定期検査中の2号機海水熱交換器建屋地下1階(非管理区域)において、足場を組み立てていた作業員が、誤って足場パイプの端に左目尻の下をぶつけ、切り傷を負ったため、応急処置を行った後、業務車両にて病院へ搬送いたしました。診察の結果、左眼瞼挫傷と診断されております。
- 10月4日 3号機原子炉建屋大物搬入口における通用扉の故障について  
当所3号機は、定格熱出力一定運転中ですが、10月3日午前9時54分頃、原子炉建屋の大物搬入口において、搬入口外側(屋外側)の扉を開放して足場材の搬入作業をしていた際に、原子炉建屋内にいた作業員が搬入口内側(原子炉建屋側)の扉に付随している通用扉のハンドルを操作したところ、当該通用扉が開いたため、原子炉建屋の負圧を検出する警報が発生いたしました。原子炉建屋の負圧が一時的に変動したものの、ただちに当該作業員が当該通用扉を閉めたことにより、原子炉建屋の負圧状態は維持されておりました。当該通用扉は、搬入口外側の扉が開放している状態では開操作できない構造となっておりますが、当該通用扉のロックピン(かんぬき状のもの)が故障したことにより開いたものと推定しております。なお、今回の事象を受けて、当面の間、当該通用扉は使用を禁止することといたしました。本事象による外部への放射能の影響はありません。

## 定期検査関係

- ・ 10月 4日 5号機の原子炉起動操作実績について  
〔原子炉起動（制御棒引抜操作開始） 10月3日 午後6時00分 〕

## その他発電所に係る情報

- 9月 8日 原子力損害賠償補償契約「付属通知書」の変更通知の手続きに係る文部科学省からの指導について

当社は、原子炉の運転にあたって原子力損害の賠償に関する法律に基づく損害賠償措置について、文部科学省と原子力損害賠償補償契約（以下「補償契約」）を締結しておりますが、同契約に付帯する付属通知書の変更通知の手続きに不備があったことから、本日、文部科学省より厳重な注意を受けるとともに、再発防止の徹底を求める文書を受領いたしました。具体的には、原子力事業者はこの付属通知書の内容に変更が生じた場合、同省に通知することとなっておりますが、これまで、当社は、原子炉の増設時以外の設備変更等について、付属通知書の変更通知を実施しておりませんでした。変更通知の手続きが実施されなかった原因について調査した結果、担当部門において、原子炉の増設時以外の設備変更等があった場合、変更通知が必要であることへの認識が不足しておりました。当社といたしましては、本件について同省から指導を頂いたことを真摯に受け止め、業務マニュアルの見直し等、再発防止に万全を期するよう努めてまいります。

以 上